

戦後海外から 引き揚げて来られた方々へ

税関では戦後、海外から引き揚げて来られた方々からお預かりした約87万件の未返還保管証券類をお返ししています。

○終戦後、海外から引き揚げて来られた方々が、上陸地の税関・海運局に預けられた通貨・証券。

○帰国前に樺太（真岡、大泊、豊栄、留多加など）、満州（瀋陽、吉林、撫順、鞍山など）にあった在外公館、日本人自治会に預けられた通貨・証券等のうち日本に返還されたもの。

【保管証券類とは・・・】

税関が保管している通貨・証券類には、携帯輸入が禁止された一定額を越えたものについて上陸港で引揚者から税関が預かった『上陸港扱いの保管物件』や外地からの引き揚げの際、在外公館又は日本人自治会へ寄託され、最終的に税関に移管された『外地扱いの保管物件』があります。

返還の請求はご本人だけでなくご家族の方々でも構いません。『もしかしたら家にも・・・』とお気付きの方は、お気軽に最寄りの税関までお問い合わせください。

■問い合わせ先

函館税関監視部統括監視官部門

〒040-8561

函館市海岸町24番4号

函館港湾合同庁舎

TEL 0138-40-4244

または最寄りの税関支署・出張所まで

稚内税関支署

〒097-0001

稚内市末広5丁目6番1号

TEL 0162-33-1075

函館税関ホームページ

<http://www.customs.go.jp/hakodate/>



調停手続に関する 無料相談会

あなたのもめごとや困りごとなどに関する調停制度の手続・利用方法について、裁判所の調停委員が無料でご相談に応じます。

日時

平成25年9月18日（水）

午後1時～午後4時

会場

天塩町社会福祉会館（2F和室）

天塩町海岸通り5丁目

相談内容

民事関係：土地・建物の売買・賃貸借、近隣トラブル、多重債務、損害賠償、交通事故などに関する調停手続の相談

家事関係：婚姻、離婚、養育費、夫婦・親子関係、扶養、遺産相続、その他親族関係などに関する調停手続の相談

予約は必要ありません。秘密は守られます。

主催：天塩調停協会

問い合わせ先

TEL 01632-2-1146

【天塩簡易裁判所内】

後援：旭川地方・家庭裁判所

ご存じですか？ 「筆界特定制度」

法務局では、平成18年1月20日から「筆界特定制度」に基づく、筆界特定申請を受け付けています。

「筆界特定制度」とは、あなたの大事な土地の正しい境界を少ない経済的負担で、裁判所の境界確定訴訟より迅速に特定できる制度です。

隣接地との境界が分からなくて困っている方、境界について隣地の所有者との間で争いがある方は、筆界特定申請について、是非、最寄りの法務局へご相談ください。

【相談窓口】

旭川市宮前通東4155番31

旭川地方法務局登記部門

表示登記専門官

TEL 0166-38-1145

稚内市末広5丁目6番1号

稚内地方合同庁舎

旭川地方法務局稚内支局

TEL 0162-33-1122